

大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規程

〔平成 19 年 9 月 6 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会規程第 2 号

大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会が管理する行政文書に係る大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 20 号）の施行については、大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 25 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 6 日から施行する。